

**東日本大震災による被災者、
DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者、
一人暮らしの長期入院・入所者の方へ**



マイナンバーを記載した
「通知カード」は

住民票の住所地

9月25日(金)までに
居所情報を登録すると

登録した住所地

に届きます (簡易書留)
(初回お届け
10月20日頃～概ね11月中)

居所情報が登録できていない場合は・・・

通知カードが、本人に届かない、DV等加害者のいる住所地に届く 等



**通知カードの住所地への送付や個人番号の変更申請等が可能
ですので、住民票のある市区町村にご相談ください**

○東日本大震災による被災者の方

○一人暮らしの長期入院・入所者の方

- ・居所情報の登録が間に合わなかった、登録を忘れた
- ・登録した住所地から別の住所地に移動した
- ・通知カードの発送後から受取り前の間に、
新たに避難したり、入院・入所した 等

○DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者

- ・居所情報の登録が間に合わなかった、登録を忘れた
- ・登録した住所地から別の住所地に移動した
- ・通知カードの発送後から受取り前の間に、
又は
通知カードを受取り後に、
新たにDV等の被害を受けるなどして住所地から移動した 等

生活の本拠が住所地にある方は、

**住民票のある市区町村から住所地のある市区町村への転出入手続を
【DV等被害者の方へ】 ご検討ください**

- ・既に住所地にお住まいの方は、
原則住民票のある市区町村の窓口で行う転出手続を郵送で行うことも可能です。
- ・転入先の市区町村に「住民基本台帳事務におけるDV等支援措置」を申し出てください。
「DV等支援対象者」となると、DV等加害者が「住民票の写し等の交付」等の請求により、
転入先の新しい住所を知ろうとしても、これらの請求を拒否する措置が講じられます。